



筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和6年6月25日

広島法務局

筆界特定登記官



記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第33号

対象土地 廿日市市地御前字田屋1895番2

廿日市市地御前字田屋290番7

手続番号 令和6年第1号

対象土地 廿日市市地御前字田屋290番4

廿日市市地御前字田屋290番7